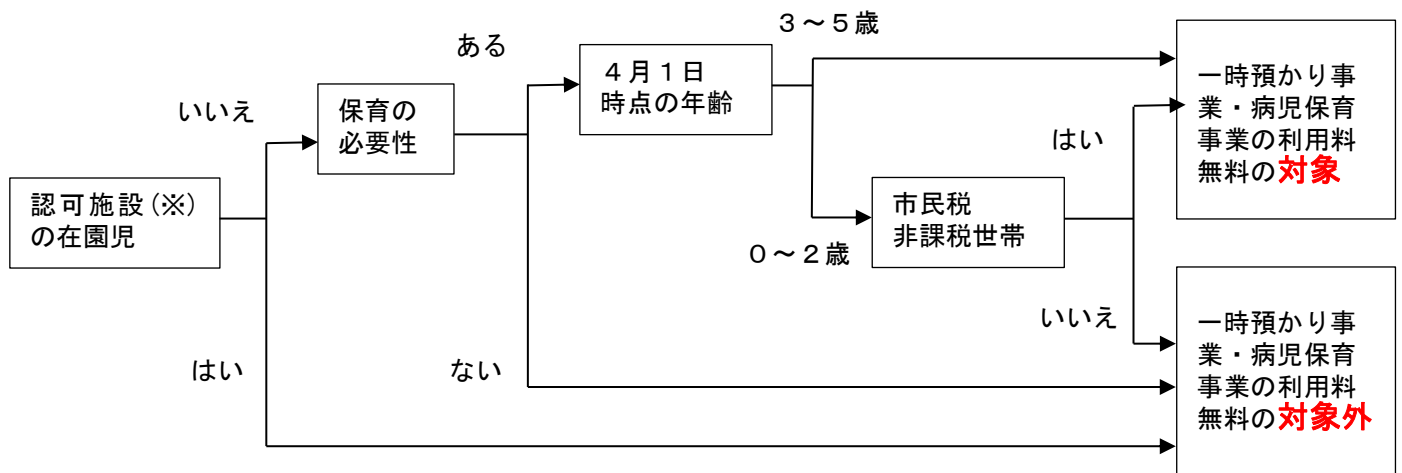


一時預かり事業・病児保育事業を利用する子どもの保護者の方へ

一時預かり事業・病児保育事業の利用料が無料となる場合があります。

1 無償化の対象者

【一時預かり事業・病児保育事業の利用料が無料となる場合】



※認可保育所、認定こども園、預かり保育を実施している幼稚園、企業主導型保育施設に入園している場合は、一時預かり事業・病児保育事業の利用料無償化の対象とはなりません。

上記のフローチャートで対象となる場合は、無償化の対象となるために認定（施設等利用給付認定）の申請が必要になります。

◆施設等利用給付認定

2号認定	保育の必要性がある4月1日時点で3歳以上の子ども
3号認定	保育の必要性がある4月1日時点で3歳未満の市民税非課税世帯の子ども

◆保育の必要性があるとは

保護者（父・母）のいずれもが、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 居宅外で就労している（予定を含む。）
- ② 自営業（自宅外自営、親族経営等の自営を含む。）
- ③ 出産前後（出産前8週間・後8週間に限る。）
- ④ 学校に在学中
- ⑤ 病気の時
- ⑥ 障がいがあるとき
- ⑦ 親族の介護しているとき
- ⑧ 求職活動中（3カ月に限る。）

2 申請に必要な書類

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）
- (2) 保護者（父・母）が1の①から⑧のいずれかに該当することを証明する書類申請書の最後にそれぞれに必要な添付書類が記載されていますので、ご確認ください。

3 書類の提出方法

2の書類をまとめて、直接市の窓口（福祉総務課こども未来係）に提出するか、封筒に入れ封をして施設にお渡しください。

申請書に記載したマイナンバーの確認をしますので、施設経由で提出する場合は、マイナンバーカードまたは通知カードの写し、申請者の本人確認書類の写しを同封してください。窓口で直接提出する場合は、マイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）、窓口で申請する方の本人確認書類をお持ちください。

4 提出期限

黒石市への提出期限は、認定希望日の前月15日です。

5 無償化の方法

保護者がいったん施設に利用料を支払い、保護者からの請求により、市が無償化分を保護者に支払います（償還払い）。

手順は、次のとおりです。

- ① 利用料を施設に支払います。
- ② 施設はから利用月ごとの「特定子ども・子育て支援提供証明書」と「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」を受け取ります。
- ③ 「施設等利用費請求書（償還払い用）」に②の書類を添付して、施設経由または市へ直接提出します。
- ④ 市が請求内容を確認し、無償化分を指定口座に振り込みます。支払は月1回で、締日は毎月末日、支払は締日後の翌々週の木曜日です。

無償化上限額（認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業の合計）

施設等利用給付認定	上限額
2号認定	月額37,000円
3号認定	月額42,000円

問い合わせ先：黒石市健康福祉部福祉総務課こども未来係

電話 52-2111(内線 515・516) FAX 52-7151